

葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 実施期間

平成26年10月1日（水）から平成26年10月31日（金）まで

2 実施場所

① 計画閲覧場所

子育て支援窓口、区政情報コーナー、区民事務所・区民サービスコーナー、図書館（地区図書館及び新宿図書センターを除く）、児童館、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園（認定こども園を含む。）、区立小学校、子ども総合センター及び金町子どもセンター（計215か所）並びに区公式ホームページ

② パブリック・コメント実施チラシ設置場所

区内各駅広報スタンド（計15か所）

③ イベント出展によるPR

ア 平成26年10月4日（土）矯正展（東京拘置所）

イ 平成26年10月26日（日）東京理科大学ホームカミングデー（東京理科大学葛飾キャンパス）

3 意見総数

意見提出者 16人

意見総数 45件

4 提出された意見の分類

ページ数	分類	件数
	計画全体	3
6ページ	教育・保育施設等の状況	1
19ページ	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	5
20ページ	一時預かり事業	1
20ページ	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1
21ページ	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	1
22ページ	保育士の確保に向けた総合的な取組	3
22ページ	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業	1
23ページ	放課後子ども総合プランの推進	1
23ページ	子育て支援情報の適切な提供	1
23ページ	多様な主体の参入促進事業	1
24ページ	子育て支援員の活用	1

29ページ	特定不妊治療費の助成	1
31ページ	はしかの予防対策	1
34ページ	児童虐待通報電話受付事業	1
38ページ	仕事と子育ての両立支援	1
42ページ	赤ちゃんの駅事業	1
42ページ	遊びや生活を通じた児童健全育成事業	1
44ページ	子どもの安全の確保	1
45ページ	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援	1
46ページ	基本目標5：みんなで子育て！	2
49ページ	いじめ・不登校への対応	1
51ページ	家庭・地域による子どもの育ち支援	1
51ページ	家庭教育関連事業	1
68ページ	教育・保育の量の見込み及び確保方策	4
85ページ	認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保）	2
86ページ	第6章 計画の推進体制	1
87ページ	その他	2
その他	インフルエンザ対策	2
その他	（仮称）送迎保育ステーション試行事業	1

5 提出された意見と区の考え方

- ① 計画に意見を反映する。 4件
- ② 計画案に盛り込まれている。 25件
- ③ 意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする。 16件
 詳細は、別紙のとおり。

葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する区民の意見と区の方針について

◎計画に意見を反映する。

○計画案に盛り込まれている。

△意見・要望としてお聞きし、今後の参考にします。

No.	関連する部分	意見の要旨	区の方針	取扱い
1	計画全体	小児科が充実していることや妊婦中も保育園に入園できること、生活環境を評価する。	区といたしましては、本計画に基づき、より一層の子育て環境の充実に努めてまいります。	○
2	計画全体	消費税がアップされない場合、子ども・子育ての充実を図る事業はどうなるか。	消費税率引上げの有無に係る「子ども・子育て支援新制度」への影響につきましては、国の動向を踏まえた対応が必要になると考えられますが、区といたしましては、「子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく」という基本理念の実現に向けて、着実に各事業を推進してまいります。	○
3	計画全体	基本的に小学校3年生位までは母親は子育て（家庭）に専念すべき。優秀な人材は別として、誰でも生活のために働かなくてはならない現状を考えるべき。支援を考える前に根本的な事を改善していかななくてはならない。	「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決することを目的に、子育て中のすべての家庭を支援する制度です。 区といたしましては、新制度の趣旨を踏まえ、あらゆる子育て家庭を支援の対象として、子どもたちの健やかな育成を図っていくために、本計画を推進してまいります。	△
4	6ページ 教育・保育施設等の状況	待機児童の定義と推移を計画に入れてほしい。	待機児童の推移については、計画に掲載いたします。 なお、待機児童は、厚生労働省の通知に基づき、算出しております。	◎
5	19ページ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	学童保育の小学校から学童までをシルバー人材を活用し送ってもらうシステムを考えてほしい。	学童保育クラブの設置にあたりましては、子どもたちの安全確保の観点から、小学校内に整備を進めているところです。 また、小学校から学童保育クラブへの送迎は、ファミリー・サポート・センターの事業として実施しております。	△
6	19ページ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	学童保育について、学生の活用や小学校の教室を学童室にしているかどうか。	学童保育クラブの整備方法につきましては、これまでも小学校の教室を活用するなどの方法により実施してまいりましたが、学童保育クラブを設置・運営していくためには、設備や人員（資格・人数）について定められた基準を満たす必要がありますので、ご意見は運営上の参考とさせていただきます。	○
7	19ページ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	学童保育でも有料化して学習時間を設けてはどうか。	学童保育クラブは、放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、適切な支援をすることで子どもの健全育成を図ることを目的としております。なお、宿題を実施する等、学習時間は設けております。	△

8	19ページ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	学童保育は、6年生まで利用拡大する上で、1,100名の拡充で十分とは言えないのではないかと。一方で、児童館内の公立学童保育クラブの募集停止や児童館そのものの廃止を検討しているなど、その地域で子どもたちの成長を支えていく体制が薄くなるのではないかと。児童館をはじめ、子育て支援施設が身近にあるから利用しやすいと考えると、拠点化は逆行していると感じる。	学童保育クラブの整備については、子どもの安全・安心の観点から小学校内への整備を進めています。すでに、全小学校で放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）を実施しており、同じ小学校に通う子どもたちが一緒に遊べる環境を整備していきたいと考えています。それに合わせ、児童館は乳幼児親子を中心とした利用施設に転用していきます。 6年生までの利用拡大による量の確保方策については、実際の申し込み状況を把握しながら柔軟に対応していきます。	△
9	19ページ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	学童保育クラブについて、見込み数から確保数の記載はあるが、具体的な方法までは記載が無い。本計画の確保数に沿って、適切な対応をして欲しい。	学童保育クラブの設置にあたりましては、子どもたちの安全確保の観点から、小学校内等を中心に整備を進めてまいります。	○
10	20ページ 一時預かり事業	一時預かり事業について、保育所に入所できないなどで短期間利用する場合やひとり親世帯の子どもなど低所得世帯が利用する場合、負担軽減をしてほしい。	一時預かり事業は、通院・通学・介護・趣味の活動などを含め、理由を問わない一時的な利用を対象としているため、各園で定めた料金としています。 待機児童については、認可保育所・小規模保育事業所等を増設し、平成29年度末までに定員を1,300人増やす（69ページ）ことで解消を目指します。	△
11	20ページ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	サポート会員についてのPRをもっと行ってほしい。また、内容等についての講習などがあるならば、PRをしてほしい。	ファミリー・サポート・センター事業については、今後も事業周知に務めてまいります。 サポート会員に登録しますと、援助活動を開始する前に、センターが実施する研修会に参加していただきます。	○
12	21ページ 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	子育て情報を交換するにあたり、子連れ可能な飲食店が少ないので、貸スペースが必要である。	本計画案において示しているとおり、区は、子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として、子育てひろばの拡充に努めてまいります。 実施に当たり、整備方法等については様々な方法を検討し、拡充を図ってまいります。	○
13	22ページ 保育士の確保に向けた総合的な取組	保育士不足に対し、子育て経験者を保育補助としたり、大学などと提携してはどうか。	現在、東京都の保育士資格取得の助成金を活用して、保育所等に在籍する資格のない補助者の保育士資格取得を促進しています。 また、子育て経験者を保育補助とすることについては、「子育て支援員（仮称）の活用」を検討いたします。 さらに、私立保育園の団体では、保育士を養成している学校との連携を図っているところです。区といたしましても、今後、連携を図っていききたいと考えています。	○
14	22ページ 保育士の確保に向けた総合的な取組	民間保育園の保育士の給与が低く、定着率が悪いことが言われているため、人件費や設備費などできるだけ補助を出して、優秀な保育士を育ててほしい。	平成25・26年度は、東京都の助成を活用して保育士等の処遇改善事業を実施しています。平成27年度からは、公定価格（国の基準額）に処遇改善加算が組み込まれます。 また、保育士の資質の向上については、東京都が実施している研修等に積極的に参加するよう区から指導しています。	○

15	22ページ 保育士の確保に向けた総合的な取組	資格を持っていても働こうと思わない方が多いと聞く。(区立は別であろうが)私立保育所等で働く条件、環境の整わない所があるという。保育は責任ある仕事なのに給与が低いなど、保育士の処遇改善にも取組む必要があるのではないかと。	平成25・26年度は、東京都の助成を活用して保育士等の処遇改善事業を実施しています。平成27年度からは、公定価格(国の基準額)に処遇改善加算が組み込まれます。 また、保育士資格を有しているが、保育士として働いていない方の掘り起しについては、保育士の確保に向けた総合的な取組(22ページ)で取り組んでまいります。	○
16	22ページ 私立学童保育クラブの人材確保等支援事業	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業は評価できる。保育の質の向上のためにも、安定した労働条件、雇用条件のもと、継続して働き続けられるように検討してもらいたい。	十分に検討し、実効性のある事業としていきたいと考えています。	○
17	23ページ 放課後子ども総合プランの推進	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)と放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)の一体的実施又は連携実施はしないでほしい。「生活の場」である学童保育と「遊び場事業」であるわくわくチャレとは、もともと目的が別であり、それぞれを充実させてもらいたい。	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)と放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)は連携しながら、それぞれの事業の充実が図れるよう、「子ども・子育て支援新制度」の中で「放課後子ども総合プラン」として一体的運用を検討することとされています。	△
18	23ページ 子育て支援情報の適切な提供	母子健康手帳を電子化することで、より多くの情報が記録できるとともに、その情報を活用してサービスの向上に繋げたり、適切なタイミングでの区からの情報提供や保健師との相互連絡などができるようになるので、「電子母子健康手帳」を導入すべき。	「子育て支援情報の適切な提供」事業の具体的な取組として、「電子母子健康手帳」の導入を検討いたします。	◎
19	23ページ 多様な主体の参入促進事業	幼児期に音楽・芸術活動を行い、感性をはぐくむことは大切なことだと思う。保育所を運営する社会福祉法人が、保育所独自のカリキュラムを考え、保育内容を高めてゆくために、様々な事業者と契約することを支援することに取り組んで欲しい。	「多様な主体の参入促進事業」において、多様なカリキュラムを導入する事業者への支援等を検討してまいります。	○
20	24ページ 子育て支援員の活用	子育て支援員の活用に関して、幼児期は重要なので有資格者を掘り起こして、優秀な人材を育成してほしい。	子育て支援員(仮称)は、国の制度を踏まえた上で、資格がなくても一定の研修を受講すれば良いものとするなどを検討いたします。 有資格者の掘り起しは、「保育士の確保に向けた総合的な取組」(22ページ)の中で実施してまいります。	○
21	29ページ 特定不妊治療費の助成	特定不妊治療費の助成について、所得設定が低すぎて該当しない人が多い。妊活しやすい環境を望む。	葛飾区の特定不妊治療費助成事業は、経済的な負担の軽減を図るために、東京都特定不妊治療費助成金に対する上乗せ助成を行っております。 そのため、対象者は東京都の定める条件を満たしている方となり、所得制限については、「助成金を申請する日の前年(1月から5月までに申請される場合は前々年)の夫婦合算の所得が730万円未満であること」となっております。 区では妊娠についての知識を身に付けたり、妊娠にあたって自身の身体の現状を把握する活動等に係る業務として、各保健センターの保健師において区民の希望によって個別相談を行っております。 また、東京都の相談窓口である「不妊・不育ホットライン」を本区のホームページやポスター掲示により紹介しております。	△

22	31ページ はしかの予防対策	母子の健康づくりの推進として、引き続き、風疹もしくはMRワクチンの女性への費用助成を行うとともに、今後は、パートナーへの助成も検討して欲しい。	先天性風しん症候群の発生防止のための対策として、妊娠を希望する女性を対象に抗体検査及び風しんと麻しん・風しん混合ワクチン（MR）の予防接種費用助成を、引き続き実施していきたいと考えています。 対象者の拡大については、ご意見を踏まえ今後の検討課題とさせていただきます。	○
23	34ページ 児童虐待通報電話 受付事業	児童虐待について、どの程度の状態なら相談・通報して良いのか、そうした「基準」について具体的・具体例を挙げて指し示す予定はあるのか。	児童虐待を早期に発見するためには、広く区民の協力が必要です。虐待にはさまざまな兆候がありますが、子どもの大きな叫び声や泣き声等もそのひとつです。しかし、虐待か否かは区が通告を受け家庭訪問をはじめ、さまざまな家庭の実情の調査を経た結果、判明するものです。このため、児童虐待防止法で通告者は「虐待」か否かを判断する必要はなく、「虐待を受けたと思われる」場合には通告するように定められています。 小さな兆候でも重大な虐待が判明することもあり、表面化された事象だけでは計り知れないことから、泣き声の頻度や怒鳴り声の程度について「基準」を示すことで誤って虐待を見逃しかねないことから、基準を示す予定はありません。通告をされる方が主観的に児童虐待があったと思った場合は、通告をいただきたいと考えております。	△
24	38ページ 仕事と子育ての両 立支援	企業向けセミナーや優良企業の取組を区民に知らせてほしい。ワーク・ライフ・バランスが普及、意識化をし、女性も男性も、仕事と子育ての両立が当り前の社会・職場になることを望む。	男女平等推進センターでは、企業向け情報誌Loopを年1回発行しており、企業向けセミナーの講演要旨やワーク・ライフ・バランス取組企業の紹介などワーク・ライフ・バランスに関する情報提供をしております。 今後も、さまざまな機会にワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるための活動を行い、男性の子育て・介護への参画や、企業の職場環境の整備に向けて支援してまいります。	○
25	42ページ 赤ちゃんの駅事業	大型店や駅にオムツ台や授乳スペースがほしい。	区では、外出時におむつ替えや授乳などが行えるスペースを「赤ちゃんの駅」として、児童館や地区センターなど公共施設を中心に47か所整備いたしました。 今後は、民間施設の設置者のご理解を得ながら、乳幼児の利用の多い施設にも設けていきたいと考えております。	○
26	42ページ 遊びや生活を通した 児童健全育成事業	遊びや生活を通した児童健全育成事業は、本当に必要な事業である。事業概要の中に、外あそび・異年齢の遊びも入れてほしい。また、「小学生の自主性～」ではなく、「子どもの自主性～」にしてほしい。遊びが必要なのは小学生だけではない。すべての子どもの遊びの充実を図らなくてはならないと思う。	遊びや生活を通した子どもの健全育成は、すべての年代に必要なことと考えますので、ご意見を計画に反映させていただきます。	◎
27	44ページ 子どもの安全の確 保	小1～中3に区で携帯電話を配布又は区のアプリを作りGPSと連動してはどうか。	子どもの安全対策については、安全安心情報メールや犯罪危険地図作り、区立小学校の1年生に防犯ブザーを配布するなどの取組を行っております。 今後も引き続き、これらの取組を実施することにより、子どもの安全対策について推進していきます。	△

28	45ページ 子どもを犯罪から 守るまちづくり活 動支援	区の支援活動と同時に、区民の一人として、子どもを守るにはどうすべきか考えていきたい。また、話し合う場などを持ちたいと思う。	「子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援事業」では、小・中学校PTAを中心とした地域の団体での活動を支援していますが、個人を含め広く区民の方にこの活動をご理解いただき、活動にご参加していただくため、個人での参加の機会もご用意しております。 ①「子どもの安全を考えるつどい（平成26年6月7日開催） ②「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動公開講演会（平成26年6月28日開催） ③「子どもを犯罪から守る」まちづくり講座「取組団体報告会」（平成26年12月6日開催予定） 上記の催しについては、広報かつしかやチラシで参加を呼び掛けております。是非ご参加いただき、活動の理解とともに、ご検討の一助となれば幸いです。	○
29	46ページ 基本目標5：みんな で子育て！	全体的に乳幼児および小学生の子育て支援事業は細かく計画されているが、中学生以上の子育て支援がないように思う。ぜひ18才までの子どもを視野に入れ、次世代育成支援も入れてほしい。	「基本目標5：みんなで子育て！」において、「学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます」とし、次代を担う人材の育成という視点を踏まえ、各事業を推進してまいります。	○
30	46ページ 基本目標5：みんな で子育て！	子どもは次世代の親になる。安心して子育てができるように、育児・子育ての知識や体験ができる具体的事業を提示してほしい。	豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍できるよう、次の親世代を育成するという視点も踏まえ、「基本目標5：みんなで子育て！」掲載の各事業を推進してまいります。 あわせて、現在、保育園等において実施している、小学生・中学生・高校生がボランティアで小さな子どもとふれあう場を提供することなどについて、計画に掲載いたします。	◎
31	49ページ いじめ・不登校への 対応	「いじめ・不登校への対応」は、所管課が指導室で、学校支援についてしか述べられていない。苦しんでいる子どもたちへのアプローチとして、PTAや地域のボランティア団体、NPOなど、大人社会全体で「いじめ防止」に取り組む仕組みが必要だと思う。子どもの「最善の利益」のために、学校を所管する課を超えて、地域全体でいじめ防止に取り組めるよう、区と区民が協働できる仕組み作りを検討してほしい。	いじめ・不登校に関する問題は大変重要な課題であり、ご意見にもありますように、葛飾区全体として、いじめや不登校の防止に取り組める社会にしていくことは重要であると考えております。いじめや不登校に対する対応につきましては、学校や公共の関係機関と連携を図りながら指導室を中心に進めております。ご意見にありません地域、NPOなどとの連携等につきましては、現在、策定中の区がいじめ防止基本方針においても検討をしているところではございません。今後の取り組みとして検討させていただきます。	△

32	51ページ 家庭・地域による 子どもの育ち支援	子どもの感性・想像力・創造力を養い、子どもの生きる力を育むために、文化芸術環境の充実が必要な事業である。しかし、「放課後子ども事業」の中に「学習・文化・スポーツ」と明記されているだけである。「文化芸術環境の充実」も事業計画に入れてほしい。	本計画は、子どもの福祉や教育に関する他の計画と整合を図っておりますが、その中に「かつしか教育プラン2014（葛飾区教育振興基本計画）」がございます。かつしか教育プランでは、子どもたちの「生きる力」を育むため、質の高い学校教育を推進のための取り組みとともに、あらゆる世代の区民が学習、文化、スポーツ活動を通じて豊かな人生を送るための支援を行っております。 また、本計画においても、「ブックスタート事業」や「セカンドブックスタート事業」など、文化芸術環境の充実に繋がる事業も掲載しております。 区といたしましては、今後も子どもたちが豊かな人間性と人格を兼ね備えた時代を担う人間となれるよう、「生きる力」を育むための取り組みを進めてまいります。	○
33	51ページ 家庭教育関連事業	子どもの生活の充実、成長には、家族と一緒の時間が大切。一日一回又は週に何度かは食卓を囲むとよい。	区では、毎月10日を「ノーテレビ・ノーゲームデー」と設定し、食事中などにテレビやゲームをしないで、家族で過ごすように幅広く呼び掛けています。 今後も引き続き、家族で一緒の時間を過ごすよう取組を進めていきます。	○
34	68ページ 教育・保育の量の 見込み及び確保方 策	保育所が少ない。大型店や駅、商店街に小規模保育園があると便利。	今回策定する計画では、待機児童ゼロを目指して認可保育所や小規模保育の整備により、合計1,300人の定員を増加させることを目標としています。整備にあたっては、待機児童の多い0～2歳児の定員を拡大するため、小規模保育も活用していきます。 また、大規模マンションが建設される際には、保育所の設置について要望してまいりたいと考えております。	○
35	68ページ 教育・保育の量の 見込み及び確保方 策	区が直接責任を持つ認可保育所を増やすことを中心とした整備計画にしてほしい。 法的位置付けの異なる保育所（児童福祉法第24条第1項）と認定こども園等（同条第2項）とは区別した計画にしてほしい。	「子ども・子育て支援新制度」では、教育や保育の量の拡充と質の向上を進めます。そして、保育の場を増やす取組として、「認定こども園」の普及や「地域型保育」の創設が挙げられます。 また、児童福祉法第24条において、区は、認可保育所において保育をするとともに、認定こども園や地域型保育により必要な保育を確保するための措置を講ずるものとなっております。 これらを踏まえ、区といたしましては、教育や保育の量の拡充と質の向上を図るため、認可保育所を中心とした整備に加え、認定こども園や地域型保育を組み合わせ、平成29年度末までの待機児童解消に向け取組を進めてまいります。	○
36	68ページ 教育・保育の量の 見込み及び確保方 策	平成28年度以降、西部地域の保育施設等の確保方策によって定員総数を増加する見込みになっているが、これまでの入園希望者数を見ても足りているように思えないので、より一層の対策をして欲しい。	「確保方策」は、ニーズ調査を実施し、区民の現在の教育・保育や地域の子育て支援に関する利用状況や利用希望等をもとに「教育・保育提供区域」ごとに推計する「量の見込み」を踏まえた上で設定しております。 区といたしましては、本計画に基づき、迅速かつ着実に保育の拡充を図ってまいります。	○

37	68ページ 教育・保育の量の 見込み及び確保方 策	新小岩の地域は、子育て支援があまり行き届いていないように感じる。新しいマンションが増え、保育園のニーズも高まると思う。駅南口の充実を検討してほしい。	新小岩が含まれる区の南部地域においては、ニーズ調査等からも高い需要が見込まれることから、それに対応した確保方を設定し、保育の拡充を図ってまいります。 また、計画では葛飾区を4つのエリアに分けて確保方を定めておりますが、でき得る限りその中でも地域バランスを考慮して整備してまいりたいと考えております。	○
38	85ページ 認定こども園の普 及等に係る取組 (教育・保育の一 体的提供及び推進 体制の確保)	各保育園、幼稚園の教育にばらつきがある。	各保育園、幼稚園の教育等について、区といたしましては、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進してまいります。	○
39	85ページ 認定こども園の普 及等に係る取組 (教育・保育の一 体的提供及び推進 体制の確保)	保育と教育を並べると、あたかも保育園では教育は何もしていないような印象を持つため、指導内容はあまり変わらないことはどこかで説明したほうがいい。	保育所、幼稚園及び認定こども園は、それぞれ「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育を提供する必要があります。そして、これらは互いに教育・保育の内容の整合が図られております。 このように、保育園における教育につきましては、「認定こども園の普及等に係る取組（教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保）」部分に明記しております。	○
40	86ページ 第6章 計画の推進 体制	子どもの側からの意見や大人の側からの意見など、様々な人から意見をよく聞くこと。	計画の推進に当たっては、「子ども・子育て会議」を設置し、様々な立場からのご意見を踏まえて進めてまいります。 また、現在、本区では「子ども区議会」を実施し、子どもからの意見を取り入れる機会を設けております。 今後、必要に応じて、より幅広く意見、要望等をお伺いしたうえで、進めてまいります。	△
41	87ページ 5. その他	区立保育園の民間移行に当たり、保護者の方々の意見を尊重し、子どもがいきいきと生活できるような保育園であるかを常にチェックして公表してほしい。 古い保育園の建直しに際しては、税金を有効に使ってコストを抑えるようにしてほしい。	民間移行後の私立保育園の評価として、福祉サービス第三者評価の受審を推進していきます。なお、この評価結果については、公益財団法人東京福祉保健財団で公表しております。 また、平成27年度からは、区が私立保育園の指導検査を行うこととなりますので、今まで以上に区が保育園の運営に対して責任をもって指導していきます。 古い保育園の建替えにつきましては、コスト意識をもって整備してまいります。	△
42	87ページ 5. その他	区立保育所等の建替えに当たり、面積や調理・空調設備を含め、区立保育所はもちろん区立から新たに私立化される保育所や私立保育所も含めて、今日的な基準と考え方で、よりより施設となるよう、方針と計画をもって進めてほしい。	保育所の建替えにあたりましては、国の基準をはじめ、国以上に利用者に配慮して東京都が定めた基準に従い整備してまいります。 また、基準には定められていない遊戯室についても可能な限り設けるなど、良好な保育環境の整備に努めてまいります。	△

43	その他 インフルエンザ対策	インフルエンザの予防接種も定期予防接種にしてほしい。	<p>定期予防接種は、予防接種法によりワクチンの種類や接種対象年齢が定められた予防接種です。定期予防接種に追加する予防接種等については、国が専門家による諮問機関の審議結果を受け、決定しています。</p> <p>小児のインフルエンザ予防接種については、以前、学童を対象として予防接種を実施しておりましたが、インフルエンザの流行を阻止する効果は証明されていないことから対象疾患から除外された経緯があります。</p>	△
44	その他 インフルエンザ対策	インフルエンザ注射の無料化をしてほしい。	<p>小児のインフルエンザ予防接種については、インフルエンザの流行を阻止する効果は証明されておらず、個人の予防を目的としたものであるため、個人で負担して頂くことが妥当と考えています。</p>	△
45	その他 (仮称)送迎保育 ステーション試行 事業	<p>「葛飾区基本計画」(平成25年度～平成34年度)の中にある(仮称)送迎保育ステーション試行事業について、本計画に記載がないため、具体的な計画があれば、本計画に記載をしてほしい。</p>	<p>現在、(仮称)送迎保育ステーション試行事業を実施するための前提となる、送迎により受け入れるための定員を確保できる施設がありません。まずは、保育需要を満たすための施設整備を第一に考え、区民の方が利用しやすいよう、地域を考慮しつつ認可保育所や小規模保育施設の整備を進めていきたいと考えております。そのため、本計画への記載は見送らせていただきたいと考えております。</p>	△